

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年8月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400457号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500031号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月15日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年7月15日
⑧ 平成18年12月10日
⑨ 平成19年7月15日
⑩ 平成19年12月10日
⑪ 平成20年7月15日

私は、A社において、請求期間①から⑪までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、いずれの賞与も年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑩までの各期間について、B社から提出された賞与支払い一覧表、同社の回答及び事業主の陳述により、請求者は、同社から当該各期間において、別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑪については、C市から提出された請求者の平成20年分に係る市民税・県民税課税(所得)証明書、B社から提出された平成20年分給与に係る賃金台帳及び賞与支払い一覧表、同社の回答及び事業主の陳述により、請求者は、同社から請求期間⑪において、別表の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑪までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払い一覧表の賞与支給額及び同社の回答に記載された厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑪までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所。）は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求期間		標準賞与額
①	平成15年7月15日	21万5,000円
②	平成15年12月10日	22万円
③	平成16年7月15日	22万5,000円
④	平成16年12月10日	23万5,000円
⑤	平成17年7月15日	24万5,000円
⑥	平成17年12月10日	26万円
⑦	平成18年7月15日	25万円
⑧	平成18年12月10日	27万円
⑨	平成19年7月15日	25万3,000円
⑩	平成19年12月10日	27万3,000円
⑪	平成20年7月15日	25万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500067号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500032号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成19年12月1日から平成20年2月1日までの期間、平成20年9月1日から平成26年1月1日までの期間、令和2年1月1日から令和3年1月1日までの期間及び令和4年1月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年12月及び平成20年1月、平成20年9月から平成25年12月までの各月、令和2年1月から同年12月までの各月及び令和4年1月から同年11月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成19年12月及び平成20年1月、平成20年9月から平成25年12月までの各月、令和2年1月から同年12月までの各月及び令和4年1月から同年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月及び平成20年1月、平成20年9月から平成25年12月までの各月、令和2年1月から同年12月までの各月及び令和4年1月から同年11月までの各月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から平成26年8月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から平成26年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月1日から令和4年12月1日まで

請求期間の標準報酬月額は、実際にもらっていた給料額より低く記録されている。当時の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間のA社に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成19年12月1日から平成20年2月1日までの期間、平成20年9月1日から平成26年1月1日までの期間、令和2年1月1日から令和3年1月1日までの期間及び令和4年1月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、平成24年分の所得税の確定申告書、平成25年分及び令和2年分の所得税及

び復興特別所得税の確定申告書、B市から提出された請求者に係る令和2年分及び令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書により、請求者が、当該各期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年12月及び平成20年1月、平成20年9月から平成25年12月までの各月、令和2年1月から同年12月までの各月及び令和4年1月から同年11月までの各月の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成26年1月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の当該期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできないものの、前述の給料支払明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間及び平成23年9月1日から平成26年1月1日までの期間について、給料支払明細書により、請求者の当該各期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から平成26年8月までの各月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成21年9月から平成22年8月までの各月及び平成23年9月から平成26年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成20年2月1日から同年9月1日までの期間、平成26年9月1日から平成31年1月1日までの期間及び令和3年1月1日から令和4年1月1日までの期間について、請求者の当該各期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、平成31年1月1日から令和2年1月1日までの期間について、B市から提出された請求者に係る令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書により推認できる当

該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

さらに、A社は、請求者の請求期間に係る給料額を確認できる資料（賃金台帳等）を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成20年2月1日から同年9月1日までの期間、平成26年9月1日から令和2年1月1日までの期間及び令和3年1月1日から令和4年1月1日までの期間において、請求者が、その主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成19年12月及び平成20年1月	26万円	30万円
平成20年9月から平成21年8月まで		34万円
平成21年9月から平成24年8月まで		32万円
平成24年9月から平成25年12月まで		30万円
令和2年1月から同年12月まで		34万円
令和4年1月から同年11月まで		41万円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成21年9月から平成22年8月まで	32万円（※）	34万円
平成23年9月から平成24年8月まで		
平成24年9月から平成25年12月まで	30万円（※）	
平成26年1月から同年8月まで	26万円	

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500092号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500011号

第1 結論

昭和59年*月から昭和60年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から昭和60年10月まで

請求期間について、20歳になった昭和59年*月頃に、母が実家のあったA県B町において、私の国民年金の加入手続をし、婦人会の集金人を通じて私が結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた。

また、結婚後まもなくA県C町役場から案内があって、夫婦二人分の国民年金保険料をいくらかまとめて納付したことを記憶している。

調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和59年*月頃に、母が実家のあったB町において国民年金の加入手続をし、婦人会の集金人を通じて私が結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているが、請求者の母が、請求者の婚姻前の期間に係る国民年金保険料を納付するためには、当時の住所地であるB町において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B町を管轄するD社会保険事務所(当時)で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求者は、B町において国民年金に未加入であり、B町で婚姻前の期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

一方、戸籍及び戸籍の附票によると、請求者の住所地は、請求期間中の昭和60年4月*日に婚姻によりB町からC町に異動しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和60年10月28日に婚姻後の住所地であるC町において、職権により払い出されており、同町が作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)によると、請求者は当該記号番号により、20歳に到達した昭和59年*月に遡って被保険者資格を取得していることから、当該払出時点において、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

しかしながら、前述の被保険者台帳の納付記録欄を見ると、請求期間は空欄であり婚姻後にまとめて国民年金保険料が納付されたことを示す記載は確認できず、請求者は、納付したとする国民年金保険料について、納付期間や納付金額などを具体的に記憶していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことができない。

また、E町(旧B町)は、請求者に係る国民年金の加入・喪失及び保険料の納付状況が確認できる資料について保管していない旨回答している上、請求者は、婚姻前の国民年金の加入手

続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母への聴取は困難であることから、B町における具体的な国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。